

最近の政局について

平沢議員が講演



講演する平沢勝栄議員

☆安倍内閣について

第二次安倍政権は、発足後1年9ヶ月が経ち、去年

の通常国会、臨時国会、今年

の通常国会が過ぎ、そして9月29日から臨時国会が始まります。安倍内閣は、普通、一内閣で

一つできるかどうかという仕事を、三つも四つも五つも頑張っているなど感じています。

ちなみに第一次安倍政権でも、教育基本法

の改正、憲法改正手続法の

制定、防衛庁を防衛省に格上げした設置法の改正など重要案件に取り組みましたが、第二次安倍政権での最大の仕事は景気対策、それ

までデフレと円高に喘いでいた日本経済をアベノミクス効果によって回復に向かわせたことが挙げられます。

これからも外交などの懸案事項に取り組みつつあり、本当によくやっています。

☆新聞報道について

また、特定機密保護法の制定と集団的自衛権の閣議決定をしたのですが、これらについては、一部新聞では、日本は明日から戦争になるとか政府は都合の悪い情報は隠すのではないかと

さんざん叩かれました。しかし、例えば、特定機密保護法は、世界の多くの国で制定されており

今年一月にドイツ、イギリス、アメリカへ衆議院調査団が視察しましたが、同行した記者団に、批判的記事を掲載していた新聞社の記者もいましたので、視察最終日に感想を聞いたところ、

「やっとながら目覚めました」と述べ、それまでの批判的記事については、「私が書いてるんじゃないやありません」と言い訳してしま

た。よく検討しないで記事にするものだなあと感じましたが、私は新聞報道には間違いがあるものだと思う

ています。大事なことは、それをすぐ直すということ

です。間違った報道が日本

☆ゆとりの大切さ

のみならず世界中に拡散するということを念頭に置いてしっかり対応する必要があると思います。

東京都議会でヤジ問題が起りましたが、勿論ヤジは気をつけなければなりませんし、発言にも注意しなければなりません。しかし、

過敏過ぎるのもどうかと思います。

イギリスの議会では、昔からヤジがすごいです。ただ、日本ではクビになるようなことを言っても余り問題になりません。ユーモアという心のゆとりがあるからだと思います。

ちなみに、イギリスの警察官募集広告には「ユーモアのある人を求む」とあります。その理由を尋ねると、ユーモアというのは心のゆ

論説

本年3月に成立した改正税法も、関連条項等の検討・整備を経て各税理士会の臨時総会を目標し作業が進められている。今回はその改正項目の内から「所属税理士」制度について考えてみた。

制度として、平成13年改正で「補助税理士制度」が創設された。しかし、補助者の立場が強調されたため、その代償として直接他人の求めに応ずる業務受任ができない、常時補助者としての業務に従事しなければならない、事務所設置が認められない、といった制約

度が導入され、他人の求めに応じた業務受任が可能となった。しかしながら、その業務受任のための手続きと

らな。⑤右記委嘱業務が終了したとき又は受託に至らなかつたときは、速やかに使用者税理士又は税理士法人にその旨を報告しなければならない。⑥所属税理士は、毎年4月末日までに、3月31日現在における現況を、本会に報告しなければならない。

「補助者としての税理士」制度を考える

所属税理士制度は改正?

言わずもがなであろうが、平成13年の税法改正以前は「勤務税理士」という税理士群が存在していた。彼らは自宅等を税理士事務所として登録し、そこで税理士業務を行

い、勤務する税理士事務所において他の無資格の職員と同じ立場で業務を遂行するという業務形態をとっていた。この勤務税理士にその職能を活かし勤務事務所を税理士業務を行うことができる

を受けることとなったのである。

「補助」という名称のマイナスイメージと、他人の求めに応ずることを禁じることが、次代を託す若き税理士の向上意欲を阻害するのではとの視点から、今回の税法改正で「所属税理士」制

した①の書面を委嘱者に示し、一定の説明をしなければならぬ。

ない。といった、ため息の出るような手続きが待ちかまえている。またこれらの手続きの前後で、使用者税理士又は税理士法人から「書面による承諾を得なければならぬ」と規定されていることから、使用者側から「ノー」と

言われた場合、所属税理士は従前の補助税理士とまったく同じ立場に追い込まれる。まさに、形だけの仏は作られたが魂は入れてもらえなかつたようである。

アベノミクスの成長戦略では「女性の活躍推進」を柱の一つに掲げている。子育て・介護等一度離職した女性の再復帰、一般企業に勤務している有資格者の税理士業務への参入等により、今後「パート税理士」(週末税理士)といった形態での業界進出も考えられよう。

使用者側の都合から見れば補助者としての税理士ではなく、同じ税理士の使命を担い所とする補助者としての業務に従事する税理士の制度設計を急ぎ再考しなければならぬ。

このことから年末にかけて税制審議の最大の課題は消費税を来年上げるのかどうか、そして、消費税に複数税率を導入するのかどうか、それから、法人税を引き下げ、その場合の代替財源をどこに求めるのかという

空気を私を感じた範囲でお話しします。

先ずは消費税、税率を来年上げるかどうか、党内は真二つに割れており、おそらく官邸の方も完全に割れていると思います。

ご承知のとおり、引き上げるかどうかの判断は、12月に最終判断をすることになっていますが、反対している方は、判断材料となる景気動向を示す指標が芳しくないことを理由として

るわけです。

一方、引き上げるべきとする方は、税率を上げなかつた場合のリスク、それは上げる前提での予算編成、外国との約束、財政再建などが理由となっています。

☆法人税率の引き下げと課税ベースの拡大について

今後党内でいろいろ議論が行われるわけですが、私の感じるところでは、安倍さんは間違いなく迷っておられる。ただ、反対している方も、引き上げ時期を1年くらい延ばせということですが、延ばすことも大変リスクのあることですから、判断材料となる直近の景気動向の指標次第では上げることが止めるという判断もなきにしもあらずです

が、党内は上げる方向で進むのではないかと見ています。

☆複数税率導入について

平成26年度税制改正大綱には、消費税を10%に上げたときには複数税率導入を検討することが謳われていますが、東京税政連が強く反対していること、またその理由も十分に承知しております。葉梨財務大臣政務

官が8月にスウェーデンに調査出張した報告書の概要をお配りしていますが、軽減税率導入は失敗だったということが繰り返し報告されており、理由は皆さん方の要望書に書かれていることと全く同じです。また、スウェーデンにおける消費税の複数税率導入は、日本が検討している考え方は違

い、インフレ対策や雇用対策の理由からであり、低所得者対策ではないこと、財務副大臣の話として、「現在の日本の状況は、税収の確保が重要であり、その点を第一に考えるなら軽減税率の導入はしない方がよい」というようなことも報告されて

おります。

法人税率を引き下げる党内コンセンサスはできていないわけですので、安定的財源で、中小企業に影響が出ない課税ベースの拡大が検討課題となりますが、これについては皆さん方からいろいろなご意見をいただければと思います。

☆景気対策の継続

アベノミクス効果で確かに株価は上がり、円安になりましたが、依然として景気が良くなったとは言えない状況が続いています。東京ばかりではなく、地方の隅々まで景気回復の実感ができるようにしなければならぬわけですので、まだまだ打つ手が必要となつており、安倍政権の最も

大きな課題としてしっかりと取り組んでいかなければならないと思っています。

☆自民党に必要なこと

これからの自民党に必要なことは何かというと、自信と謙虚さ、党にとって耳を傾ける謙虚さを持つことだと思っております。ご清聴ありがとうございました。